

令和8年度町福祉課で実施している福祉サービスの一部をご案内します。その他福祉サービスもごございますので詳しくは町福祉課(電話 096-234-1114)へおたずねください。

【福祉係】

高齢者補聴器購入費助成事業

【対象者】

次の要件のすべてに該当する65歳以上の方です。

- (1) 町内に住所を有し、居住している方
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳(聴覚障害)に該当しない方
- (3) 申請年度において本人が住民税非課税である方



【内容】

耳が聞こえにくくなったことで日常生活に不便を感じている高齢者を対象に補聴器の購入費用の一部(2分の1)を町が助成します。

- ・助成額：片耳分(1台)5万円、両耳分(2台)10万円を上限。
- ・対象外費用：診察料、検査等の受診費用、医師の証明料、補聴器の修理やメンテナンス料、附属品の購入費用等は、対象外となります。

障がい者自動車運転免許取得費助成事業

【対象者】

次の要件のすべてに該当する方です。

- (1) 甲佐町の住民基本台帳に登録されている方
- (2) 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者または難病等患者
- (3) 免許の取得により就労等社会参加が見込まれる方
- (4) 申請日時点で運転免許を取得していない方
- (5) 過去に運転免許証の交付を受けたが、自己責任において免許証を失効させた方ではないこと
- (6) 道路交通法に違反したために運転免許証の取消処分を受けた方ではないこと



※ 所得制限があります。本人、配偶者および同一世帯員の扶養義務者等の前年の所得税課税対象額が、特別障害者手当の所得制限限度額を超える方は対象となりません。

【内容】

障がい者の就労や就学など社会参加を促進するために、自動車運転免許(普通自動車免許)の取得に要する経費の一部を助成します。

※ 助成額は、免許取得に直接要した費用の3分の2以内で上限額10万円。

いのちのバトン

【対象者】

町内の70歳以上のひとり暮らし、高齢者のみ世帯など希望される方

【内容】

「いのちのバトン」とは、持病やかかりつけの病院、緊急時の連絡先などの「救急情報」を記入した用紙を入れた容器(ボトル)を冷蔵庫に保管し、急病などで急に助けが必要となったとき、消防署の救急隊員などがその情報を確認することで、いち早く適切な救急活動につなげるためのものです。



※ 担当地区の民生委員・児童委員にお声掛けいただくと用紙、容器の準備を行います。

こうさっ子・子育て応援金

【対象者】

次の要件のすべてに該当する保護者です。

- (1) 申請日現在において、本町の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 申請日現在において、本町に居住し、かつ、交付対象児童（※1）を現に養育している者
- (3) 応援金の交付後引き続き1年以上本町の住民基本台帳に登録され、居住する意思のある者



※1：交付対象児童

- (1) 満1歳祝金の交付対象児童は、次のいずれにも該当する者
 - ・令和7年4月1日以降に満1歳の誕生日を迎える児童であること。
 - ・満1歳に達する日の属する月の初日に本町の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 小学校等入学祝金及び中学校等入学祝金の交付対象児童は、次のいずれかに該当する者
 - ・小学校等及び中学校等に入学する年の1月1日現在において本町の住民基本台帳に登録されている児童
 - ・小学校等及び中学校等に入学する年の1月2日以降に本町に転入し、その年の4月末までに本町の住民基本台帳に登録され、入学する児童
- (3) 中学校等卒業祝金の交付対象児童は、次のいずれかに該当する者
 - ・中学校等を卒業する年の1月1日現在において本町の住民基本台帳に登録されている児童
 - ・中学校等を卒業する年の1月2日以降に本町に転入し、その年の4月末までに本町の住民基本台帳に登録されている児童

【内 容】

甲佐町の未来を担う子どもの満1歳を祝福し、小中学校への入学又は義務教育学校を卒業する子どもが進学等をする際の子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童の健全な育成を支援するとともに、本町への定住を促進するため、こうさっ子・子育て応援金を交付します。

※ 満1歳祝金	児童1人につき	5万円
小学校等入学祝金	児童1人につき	5万円
中学校等入学祝金	児童1人につき	10万円
中学校等卒業祝金	児童1人につき	15万円

町から申請書を送付します。満1歳児分は、お誕生月の1ヶ月前程、小中学校入学・中学卒業分は、1月中旬に送付します。

病児・病後児保育

【対象者】

甲佐町にお住まいで、生後3カ月から小学6年生までの病児または病後児



【内 容】

生後3カ月から小学6年生までのお子様が、病気あるいは病気回復期において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内に、一時的に施設で保育する制度です。

※ 実施施設

施設名 病児・病後児保育室「とっとはうす」（藤岡医院内2階）
 住 所 上益城郡御船町大字御船1061番地
 電 話 096-282-0405
 利用料 1日1人2,000円（給食費(昼食・おやつ)300円）

※ 利用については、事前登録が必要となりますので、実施施設へ直接ご連絡ください。